

平成26年(モ)第1100号担保取消決定申立事件

(基本事件 平成26年(ヨ)第33号仮処分命令申立事件)

申立人(債権者) 有限会社銀徳 外1名

被申立人(担保権利者) 吉田益夫

## 催 告 書

吉田益夫 様

頭書記載の基本事件の執行により損害を受けた場合は、この催告書送達の日から14日以内に、担保権利者として、訴え提起の裁判手続により権利の行使をすることを催告します。

権利の行使をしたときは、上記期間の満了の日から5日以内に、その手続をとったことの証明書(訴状等の写しを添付したもの)を添えて、その旨を当裁判所に申し出てください。

この期間内に権利の行使をした旨の申し出がない場合は、権利の行使をしなかったものとして、民事訴訟法79条3項の規定により、基本事件の担保の取消しに同意があったものとみなして処理します。

平成26年12月8日

和歌山地方裁判所

裁判官 松本幸奈

## 催 告 書 の 説 明

- 1 このたび、申立人（担保提供者）から、あなたが債務者となった仮差押又は仮処分事件（催告書記載の基本事件）において申立人が立てた担保の取消決定を求める申立てがありました。
- 2 送付した催告書は、あなたが上記仮差押又は仮処分事件の執行を受けたことにより損害を受けたのであれば、訴え提起等の裁判手続により、申立人（担保提供者）に対して権利を行使（損害賠償請求）するよう催告する意味の書類です。
- 3 あなたが、訴え提起等の裁判手続をとらないのであれば、当裁判所に対して連絡をする必要はありません。  
また、この催告は、あなたに対して金員の支払いなどの負担を求める趣旨のものではありませんので、念のため申し添えます。
- 4 あなたが、催告書記載の期間内に、裁判所に申し出をしない場合には、申立人（担保提供者）が仮差押又は仮処分事件（催告書記載の基本事件）で立てた担保を取り消す決定をし、あなたのもとに、その決定正本を送ることになります。この決定についても、不服がないのであれば、特段の手続をとる必要はありません。

和歌山地方裁判所民事部保全係

裁判所書記官 山本美鈴



TEL 073-428-9924（直通）